

# 瑞穂銀行(中国)有限公司 グリーン預金運営方針に関する経営者確認書 (参考訳)

瑞穂銀行(中国)有限公司(以下、「みずほ銀行」「弊行」と略称)は、2022年7月5日付の『瑞穂銀行(中国)有限公司グリーン預金運営方針に関する経営者確認書』(以下、「確認書」と略称)を公表し、記載内容を遵守することを保証する。

本確認書は、みずほ銀行の2022年発行予定のグリーン預金について、弊行の運営方針が国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則 2021」の要求に準拠していることを公表するもの。

みずほ銀行は、2022年発行予定のグリーン預金の運営方針について、本確認書の「一、調達資金の使途」「二、政策と内部コントロール施策」の関係記載を厳格に遵守することについて本紙をもって保証する。

## 一、調達資金の使途

みずほ銀行のグリーン預金運営方針として、グリーン事業\*(環境改善/気候変動対応/省エネ対応/再生可能エネルギー事業など、環境改善に資する事業)のために資金を調達し、全額適格のグリーン与信に充当する。グリーン事業の判定基準は、グリーンボンド原則 2021(以下、「原則」と略称)、『グリーン産業指導ガイドライン 2019』および『グリーンボンド適格プロジェクトガイドライン 2021』(以下、「ガイドライン」と総称)の要求に準拠する。

現時点、みずほ銀行の適格グリーン与信候補には、43件が含まれており、当該適格グリーン与信には、『ガイドライン』の要求を満たす5つの大分類が含まれている。項目別には省エネ・環境保護産業、クリーン製造産業、クリーン・エネルギー産業、自然環境産業およびインフラのグリーン化産業。項目別分布は下記とおり：

項目別(1級分類)	項目数(個)
省エネ・環境保護産業	28
クリーン製造産業	1
クリーン・エネルギー産業	10
自然環境産業	2
インフラのグリーン化産業	2
合計	43

また、現時点、上記のみずほ銀行の適格グリーン与信候補にはグリーン債券 5 件が含まれ、対象は中央銀行、発展改革委員会、証券監督管理委員会などの機関が発行及び監督管理を行うグリーン債券であり、項目は省エネ・環境保護産業として管理する。

## 二、政策と内部コントロール施策

### (一) グリーンプロジェクトの評価および選別

営業部店は、適格グリーン与信の初期評価を担当し、中国業務部の要求に従ってグリーン与信の該当有無を定期的かつ合理的に確認した上で、中国業務部に申請書を提出する。中国業務部は、営業部店が選択したグリーン与信の選別を行い、営業部店が提出した申請書の内容と申請理由を分析し、グリーン与信の承認を個別に実施し、最終的に要件を満たす適格グリーン与信を決定する。詳細は下記通り：

1. **グリーン与信の初期評価**：営業部店は、適格グリーン与信と該当項目の初期評価を担当し、「業種該当」と「資金用途該当」の基準に基づき、中国業務部にグリーン与信申請書を提出する。営業部門はグリーン与信の申請時や更新時に業種や資金用途の検証を実施する他、可能な限り環境改善効果が計測可能な資料の徴求に取り組み、グリーン与信の信頼性の確保に取り組む。

2. **グリーン与信項目の認定**：営業部店のグリーン与信に関する申請資料を受領後、中国業務部は営業部店の初期評価内容を認定する。項目確認基準は『原則』および『ガイドライン』の要件に準拠する。中国業務部は営業部門からの申請内容に基づき該当理由について分析の上、グリーン与信の認定を実施する。

中央銀行、発展改革委員会、証券監督管理委員会などの機関が発行及び監督管理を行うグリーン債券は、直接に適格対象と認定される。

## (二) 調達資金の管理

グリーン預金受け入れ開始後、募集したグリーン預金について預金契約の継続期間内に募集資金を全て弊行が認定したグリーン与信に充当する。

中国業務部は、グリーン預金による調達資金の管理を強化するために専用台帳を設置し、預金の存続期間中の調達資金が全て適格なグリーン与信に充当されていることを確保し、また当局によるグリーン与信関連政策を遵守することを徹底する。調達資金の遊休期間\*(募集したグリーン預金がグリーン与信に充当される迄の一時的な滞留期間)において、遊休資金は信用力が高く、市場流動性のある金融商品に投資して運用する。

## (三) 第三者認証および情報開示

グリーン預金の募集にあたり、専門知見と経験を有する独立した第三者機構に依頼し、発行前認証を取得する。グリーン預金運営方針による調達資金の使途、適格グリーン与信の評価および選別、調達資金の管理、第三者認証および情報開示に関する方針並びに内部統制が、『原則』および『ガイドライン』の要件に準拠しているかについて第三者機構が限定的保証を実施する。

グリーン預金を運営する期間、弊行は年次ベースで調達資金の使途に関する情報の記録・保存・更新を行い、重要な事項が発生した場合には適時に更新を実施する。年次報告の内容には、前年度の調達資金使用状況とグリーン与信による支援項目の状況などを含む。また、弊行は独立した第三者機構に依頼して、グリーン預金運営状況について『原則』および『ガイドライン』の要件への準拠状況に関する年次レポートを発行する。

瑞穂銀行(中国)有限公司

二〇二二年七月五日